

新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第53号

新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(救護施設の設備の基準)

第3条 条例第16条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第16条第4項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

オ 一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けること。

カ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号ア、ウ、エ及びカに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

3 前2項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(救護施設の職員の配置の基準)

第4条 条例第18条第2項の生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(給付金)

第5条 条例第24条の規則で定める給付金は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準第16条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成23年9月厚生労働省告示第375号）に定めるものとする。

(更生施設の設備の基準)

第6条 更生施設の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

2 第3条第1項、第2項第1号（オ及びカを除く。）及び第2号から第6号まで並びに第3項の規定は、更生施設の設備の基準について準用する。この場合において、同条第1項中「第16条第2項」とあるのは、「第26条において準用する条例第16条第2項」と読み替えるものとする。

（更生施設の職員の配置の基準）

第7条 条例第27条第2項の生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあっては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあっては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。

（給付金に関する規定の更生施設への準用）

第8条 第5条の規定は、更生施設について準用する。この場合において、同条中「第24条」とあるのは、「第30条において準用する条例第24条」と読み替えるものとする。

（授産施設の設備の基準）

第9条 条例第32条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 作業室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 便所 男子用と女子用を別に設けること。

（宿所提供施設の設備の基準）

第10条 宿所提供施設の炊事設備の火気を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

2 第3条第2項第1号（オ及びカを除く。）並びに第3項第1号及び第2号の規定は、宿所提供施設の設備の基準について準用する。

（設備の基準に関する規定の事業授産施設への準用）

第11条 第9条の規定は、事業授産施設の設備の基準について準用する。この場合において、第9条中「第32条第2項」とあるのは、「第44条において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。